

子どもが両親と自由に会える社会。 「単独親権」から「共同親権」へ

—— 棚瀬 一代さんに聞く



Photo: 中西真誠

特集

心理臨床家として離婚後の子どもたちの声を聞き続けてきた、
棚瀬一代さん(神戸親和女子大学教授)。

日本の単独親権制度は「100年以上遅れている」と指摘し、
子どもが両親と自由に会える社会、「共同親権」の可能性について語る。

子の心、親知らず。
自分の気持ちを埋葬する
子どもたち

サンリテグジュベリが書いた『星の王子さま』という本に、こんな一節が出てくる。
「おとなは、だれも、はじめは子どもだった。(しかし、そのことを

忘れずにいるおとなは、いくつもない。)

離婚家庭の子どもたちに出会い、ぼつり、ぼつりと語られる言葉を聞いた時、棚瀬さんが感じたのも同じことだった。離婚を経験した親の言うことと、子どもの言うことが「まるで180度違った」のだ。

「たとえば『夫との結婚生活は何もいい思い出がなかった』と母親が語る時、その子どもは『お母さんに言ったことは一切ないけれど、自分にはよい思い出しかなかった』と語るんです。そこで『どうしてお母さんにそのことを言えないんだろう?』と聞くと、『……やっぱりそれは言えないよ』って答えるんです」

棚瀬さんはそのたびに、子どもの顔を見つめながらこんなふうに考える。

「子どもってというのは、親のことをすごく思っていますし、親が望んでいないことを言えば自分の存在が脅かされるかもしれない弱い立場にあります。だからこそ、なかなか本音を語れないんですね。よく『親の心、子知らず』といいますけど、私は逆の印象のほうが強いです。むしろ『子の心、親知らず』なんじゃないかって」

現在の日本では、夫婦の3組に1組が離婚に至っている。その数年間およそ25万件。過半数には未成年の子どもたちがかわる中、日本の離婚制度では、多くの子どもたちが片親との生き別れを経験してきた。

「そういう子どもたちの生の声って、何年経っても非常に強烈なものとして残るんですね。たとえば、あるお子さんには小さい頃の記憶が残っていて、父親に肩車してもらいながら涼しい風がさわつと

表1. 別れた配偶者と子どもの面会状況—1997年6月に協議離婚した同居親の回答(日本)

面会頻度	別居父親 (%)	別居母親 (%)
ほとんど毎日	2.3	9.2
週1回程度	8.0	8.6
月1~2回	23.1	19.6
ほとんど会っていない	18.8	17.0
全く会わないが手紙や電話で交流あり	5.5	8.3
全く会わない	46.3	43.5
不詳	1.5	2.1

(出典)厚生省大臣官房統計情報部 1997、「人口動態社会経済面調査報告 離婚家庭の子ども」

アメリカでは、1984年~85年の時点で「70%~80%」の子どもが別居する親と隔週ごとの面会交流を行っている。休暇や特別な日における不規則な交流も含めれば「95%~97%」の高率だ。また、裁判所の提示する「相当なる面会交流頻度」は、「隔週末の金曜の夜から日曜の夜」「週日に夕食を一度」「主な祝日の半分」「夏季休暇中に数週間を過ごす」などとされる。

(参考文献/棚瀬一代「離婚で壊れる子どもたち」)

しかし問題は、夫婦の別れである離婚が「親子の別れ」にながってしまうことだ。その大きな原因が、離婚後に一方の親だけを無理やり親とする「単独親権制度」、そして親権者が子どもを一人で抱え込んでしまう「片親疎外」の問題だ。

たとえば、あなたが今、離婚を考えている当事者だったとしてみよう。離婚に至った原因は、相手の浮気や、何か腹立たしい理由

吹いてきた、そういうのどかな光景が今も残っていると云うんです。そして『会えなくなつた父親に会いたくて気持ちが悪くなつた父親に会くけれど、そういう思いが出てくるとあまりに辛いから、ぐっつと埋葬しておくんだ』って言うんです。『それで時々、自分が耐えられる程度に思い出すんだ』と

「あるいは、もう何年も会っていない父親を一目見ようとして、今も家の前に1時間ぐらいい車を停めながら、じーっと待っている大学生がいました。『遠くからでも父親の姿が見れないかな』って。私はそういう子どもたちの状況を、何とか代弁したいと思つたんです。そして『離婚の問題を子どもの視点から考えてみませんか?』と語り始めたんですね」

「20歳になったら、母親を捨てる」。片親疎外は心理的な子どもの虐待

夫婦が離婚を選択する。そこには「今のパートナーと結婚生活を続ける自信がない」「一緒に暮らせない」、そんなため息と葛藤が渦巻いている。しかし、同時にそれは「新しい生活をスタートさせたい」「もつと幸せな家庭をつくりたい」、そんな前向きな思いから生まれる決断でもあるだろう。だからこそ「離婚自体は、決して悪い選択肢ではないと思うんです」と棚瀬さんも語る。

だつたとする。しばらくして離婚が成立し、あなたが親権者になつたところで、相手に対する憎しみはなかなか消え去らないだろう。そんな時、もし相手から「子どもに会いたい」と言われて、あなたに「ええ、どうぞ」と素直に応えられるだろうか。むしろ「会わせてたまるか」という気持ちが勝つてしまわないだろうか。

日本の現状では、もし親権者のあなたが首を振らなければ、もう一方の親と子どもの面会はなかなか実現されない。たとえ虐待の危険性がなかったとしても。つまり、子どもの気持ちや相手の思いさえ無視すれば、いくらでも片親を疎外できてしまう。

「しかし、それはあくまで親の意思であつて、子どもの気持ちとは関係がありません。そうして両親の間に板ばさみになることが、離婚という事実それ以上に子どもを苦しめることになるわけです」

棚瀬さんは、強固に片親を遠ざける行為は「心理的な虐待にもあたる」と言い切る。

「たとえば『父親と暮らしたいと言ひ出すんだつたら、私はあなたを見捨てますよ』と母親が言い続けたとします。そうすると子どもは、父親を見て『捨てられる!』という恐怖心を抱くようになってしまう。それまでよい思い出しかなかった父親に対して、もしそんなふうに条件づけをすれば、それ

は虐待以外の何ものでもありません」

そして片親から疎外された子どもへの影響は、10年後、20年後になって現れることもある。

「子どもが物心ついて、自分がどういうことをされたのかを理解した時、母親に対する愛着を失ってしまう場合があるんです。この前は『20歳になるのを指折り数えて待っているんだ』と言うお子さんがいました。『20歳になったら家を出て、父親と失った絆を築き直す。お母さんは捨てるんだ』って。ですので、短期的な視点で片親を遠ざけることができたとしても、長期的に見れば、子どもから見離されてしまうことも起きてしまうんです。それは親にとっても不幸なことですし、そのあたりをみなさん、本当にわかつてほしいと思うんですよ」

養育計画は離婚の条件。子どもの利益優先させるアメリカ、韓国

こうした離婚と子どもをめぐる状況も、国外に眼を転じれば大きな違いを目にすることになる。

棚瀬さんは84年に渡米してから現在まで、アメリカの事例を中心とした海外の離婚問題を研究。その結果「日本の離婚制度は1000年以上遅れている」と結論づけた。

「実は、日本と同じように単独親権制度をとっていたアメリカでも、すでに1980年までの100年間、片親には隔週末の面会交流権が与えられていたんですね。それは法律で守られた権利であり、きちんとした強制力を伴うものでした。そうすると『子どもが両親に会えるのはルールなんだから』と、9割ぐらいの人が裁判所がかかわらなくても納得してくれるんです。しかも面会時間は、月2回、金曜の夜から日曜の夜までの2泊3日が当たり前。週日は一緒にご飯を食べたり、学校の送り迎えもできたんです。一方の日本は、たとえば面会が実現したとしても月に1回、それも数時間が普通ですから、アメリカの30年前の状況ですら、私たちにたため息が出るほどうらやましかったんです(表1参照)」

片親との面会交流が保障されたアメリカでは、「子どもの最善の利益」を優先させた変化が、その後も打ち出されていく。



その発火点になったのが、1980年のカリフォルニア州による民法改正だ。この改正で前面に押し出されたのは、離婚後も両親ができるだけ子育てにかかわることが子どものためになるという「共同養育」の考え方だった。

「アメリカでは70年代から大きな変化が始まっていたんです。当時はフェミニストの運動が男性に平等な育児参加を求めていたこともあって、それに応えた男性たちは、離乳食をつくったり、子どもを寝かしつけたりと、以前より育児にかかわるようになっていたんですね。ところが、離婚した途端に母親が親権をとってしまい、父親には面会交流権のみで、子どもとは一緒に暮らせなくなってしまう。『それでは不平等だ。逆差別だ!』と父親たちが騒いだことが一つの大きな動きになりました。『母性優先原則』から『子どもの最善の利益』へ、判断の基準が変



わったんですね」

「それから『離婚後に葛藤している親の両方が子どもにかかわるのはいま』という説も、当時は広く信じられていました。離婚後に元夫婦が共同で子育てするなんて、そんなことはできないだろうと。ところが、現実には今の状況を先取りするように、共同子育てに取り組むバイオニアたちが存在したんですね。そうした元夫婦たちへのインタビュー調査が発表されて、『共同の子育てって、こんなにうまくいっているじゃない!』と誰もが驚いたんです。そうしたさまざまな要因が熟成して、80年のカリフォルニア州の民法改正につながり、やがて共同養育という考え方が全米に広まっていきました」

現在アメリカでは、離婚手続きを始める時「子どもとの面会交流はどうするのか?」「養育費はいくら払うのか?」など、子どもの養育計画をきちんと文書化し、それを裁判所が認めないかぎり離婚が成立しない。

2007年にはほぼ同様の法改正が韓国で行われ、未成年の子どものいる夫婦が離婚する場合、裁判所のガイダンスと親教育プログラムを受けてから、養育計画を提出することが必要になった。親教育プログラムでは「離婚が子どもに与える影響」「子どもの葛藤をい

表2. 親教育プログラムの内容領域と時間(米国)

内容領域	平均時間(分)
子どもたちの離婚への反応と適応	40.6
離婚に対する子どもたちの反応への応答	33.6
離婚の段階(大人)	23.2
共同養育におけるコミュニケーション・スキル	23.0
離婚に対する親の反応と適応	24.7
協力的および並行養育について	26.3
サービスおよび資源への委託	13.1
監護および面会交流	21.3
養育計画	19.7

Geasler, M.J. & Blaisure, K.R. (1999) 1998 Nationwide survey of court-connected divorce education programs. Family & Conciliation Courts Review, 37(1), p51 (ただし、補瀬一代「離婚で壊れる子どもたち」p271)より引用

かに減らすか」などのアドバイスを受ける(表2参照)。

また、この時点で取り決められた養育費の支払いは強制力をもち、自発的に支払われない場合、給料から天引きすることも可能になる。すべては子どもの未来と、最善の利益を優先するためだ(ちなみに日本の養育費は、支払い率が19パーセントの低さにとどまっている)。

離婚は夫婦の離縁であっても、親子の離縁ではない

さらに欧米や韓国といった国々では、離婚の際に「単独親権」か「共同親権」を選べるようになってきている。

「アメリカでは今、7〜8割の人々

が共同親権を選びます。共同親権というのは『子どもに何か大きな問題が生じた時、一緒に決定する権利』のこと。日常の細々とした決定は一緒に暮らしている人が決めればいいのですが、大きな手術が必要であるとか、進学はどうするかとか、そうした大きな問題への発言権が両方の親に保障されるわけですね。そして法律上も子どもの両親であり続けるわけですね。それは何より『自分が成人するまで親がきちんと責任をもち続けることを望んだ』という宣言ですので、子どもにとつてはものすごくうれしいことです。日本でも、離婚後も共同教育を大原則とすると法律で宣言し、面会交流権も法律に明記し、共同親権も選べるようにしていく必要があります」

補瀬さんがアメリカへ最初に渡った頃、幼稚園で仲睦まじそうに話しているカップルを見かけたことがある。実はそれが別れた元夫婦であることを後から知った。

「最初はそれも『アメリカ人だからドライに割りきって、一緒に子育てしているのかな?』と思っただけです。でも、それは違っただけですね。日本人もアメリカ人も、離婚後の複雑な気持ちって変わらないんですよ。でも、どうして離婚後も協力して子育てを続けるかといえは、それは子どもの視点を失わなかったからなんです。親が自分の気持ちだけを押し通せば、子どもが傷

つくことが増えてくる。お互いに葛藤を抱えつつも、子どものために共同の子育てを選択するんですよ」

何より親と自由に会えることは、子ども自身もつ権利でもある。子どもの権利条約・第9条3項にも、それは高らかにうたわれている。

「今の社会はグローバル化し、多様な家族のあり方が認められてきています。親も親で、自分が幸せだと思いう生き方をしていけばいいと私は思います。ですけど、子どもがいた場合には、子どもも一人の個として認める必要があると思っただけです。離婚後に幸せになっている方っていうのは、そうやって子どもを一人の主体的な存在として認め、それを尊重した方たちのように思います。幸せになる離婚と不幸せになる離婚を分けるのは、そこではないでしょうか。離婚は夫婦の離縁ではあるけれど、親子の離縁ではないのですから」

⑤(土田朋水)

たなせ・かずよ
1943年生まれ。神戸親和女子大学発達教育学部教授。心理臨床家。「離婚」「児童虐待」の問題を子どもの視点から研究。著書に「離婚で壊れる子どもたち」(光文社新書)、「クレイマー、クレイマー」以後「別れたあとの子育て」(筑摩書房)など。



「離婚で壊れる子どもたち」補瀬 一代/光文社新書 903円